

- ご加入に際して特にご確認いただきたい事項を添付の「重要事項のご説明」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、お申込みくださるようお願いいたします。
- お申込みいただく際には、加入申込票等に記載の内容がお客さまのご意向に沿っていることをご確認ください。
- 本書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご不明な点は、保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

【契約概要のご説明】

1 商品の仕組みおよび引受条件等

(1) 補償内容（保険金をお支払いする場合）

記名被保険者（補償の対象者として加入者証に記載された方）が日本国内において看護業務を遂行することにより、他人の生命・身体を害したり、財物を損壊したり、プライバシーや人格権を侵害したために、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金が支払われます。

(2) お支払いする保険金

損害賠償金（治療費、入院費、慰謝料、休業補償等）、争訟費用 など

(3) 保険金が支払われない場合（主な免責事由）

主なものを記載しております。詳細は賠償責任保険普通保険約款・看護師特別約款・特約によります。

- ・地震、噴火、洪水または地震もしくは噴火による津波によって生じた事故による損害
- ・戦争、暴動、労働争議、騒擾などによって生じた事故による損害
- ・保険契約者または被保険者（補償の対象となる方）の故意によって生じた事故による損害
- ・他人から借りたり預かっている物に対する損害賠償責任（レンタル品などを含みます）
- ・同居の親族に対する損害賠償責任
- ・船舶、車両（原動力が人力のものは除きます）の所有、使用、管理に起因する損害賠償責任
- ・所定の資格を有しない看護師、准看護師、保健師、または助産師が行った業務に起因する損害賠償責任
- ・保健師助産師看護師法の規定に違反して行った業務に起因する損害賠償責任 など

2 保険料

保険料はご契約金額・保険期間（ご契約期間）などにより決定されます。詳しくは保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。また、実際にご負担する保険料につきましては、加入申込票にてご確認ください。

3 満期返れい金・契約者配当金

この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

4 解約返れい金の有無

ご契約を解約される場合は、保険契約者、取扱代理店または引受保険会社にご連絡ください。解約の条件により、引受保険会社の定めるところにしたがい、保険料を返還または未払込保険料が請求となる場合があります。

<お客さまに関する情報の取扱い>

本保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行なうことに同意のうえお申込みください。

●個人情報の取扱いについて

本保険契約に関する個人情報は、引受保険会社が保険引受の審査、本保険契約の履行のために利用するほか、引受保険会社および引受保険会社グループ会社が他の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。また、上記利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払に関する関係先、一般社団法人日本損害保険協会、他の損害保険会社、再保険会社等に提供することがあります。

ただし、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）については、保険業法施行規則（第53条の10）により、利用目的が限定されています。

詳細については引受保険会社のホームページをご覧ください。

<http://www.aioinissaydowa.co.jp/>

■ご契約いただく内容に関する確認事項

お客さまのご希望に沿う保険商品を提案させていただいておりますが、最終的にお客さまのご希望を満たした内容であるか再度ご確認・ご了解のうえお申込みください。また、お支払いいただく保険料が正しいものとなるよう保険料算出に関わる事項などについてもご確認ください。その結果、修正すべき点があった場合は、加入内容を訂正させていただきます。なお、ご不明な点などございましたらパンフレット等に記載の取扱代理店までご連絡いただけますようお願い申し上げます。

●今回お申し込みいただくご契約についてご確認をお願いします。

お客さまのご希望どおりとなっていることをご確認ください。

- ①補償の対象(保険の種類)
- ②補償の対象となる方(被保険者)
- ③保険金額(支払限度額)
- ④保険期間(保険のご契約期間)
- ⑤補償の内容(セットされる特約、保険金をお支払いする場合、保険金をお支払いできない主な場合など)

※保険期間、保険料に関する事項については契約概要のご説明に記載のとおりの設定であることをご確認ください。

●また、現在ご加入のご契約(満期を迎える契約)にご不明な点がある場合には、お申し出ください。

■ご契約後にご連絡いただく事項(通知義務等)

保険契約者または被保険者は、次に記載する通知事項が発生する場合、取扱代理店または引受保険会社までご連絡いただく義務(通知義務)があります。

(1)ご契約後、次の通知事項が発生するときは、あらかじめ取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。

【通知事項】

- ①施設の名称・所在地、保険の対象・仕事・業務等に変更が生じる場合
- ②対象となる施設が増える場合
- ③新しい仕事・業務を開始する場合
- ④保険料を精算しないご契約(注1)の場合で、保険料算出の基礎(注2)を変更する場合
(注1)保険料確定特約がセットされている場合を除きます。
(注2)病床数、土地家屋調査士人数、従業員数、対象被保険者数など
- ⑤ご契約時にご提出いただいた付属書類等の記載ないように変更が生じる場合
- ⑥上記のほか、特約において代理店・扱者または当社に通知すべき旨定められている事実が発生する場合

※あらかじめご連絡がない場合は、保険期間の途中であってもご契約が解除されたり、保険金をお支払できないこと(注)がありますのでご注意ください。

(注)ご連絡いただいた結果、保険料が発生し、かつ、通知事項と事故との間に因果関係がある場合に限りです。

(2)その他、次のような事項が発生した場合は、地帯なくご連絡ください。

- ①譲渡・売却などにより事業・施設等の名称を変更した場合
- ②保険契約者の住所または連絡先を変更した場合
- (3)前記(1)および(2)に該当しない場合でも、保険申込書記載事項に変更が発生した場合は、取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。

引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、当社も加入しています。この保険は、保険契約者が個人、小規模法人(破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます)またはマンション管理組合(以下、「個人等」といいます)である場合に限り「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、経営破綻した場合の保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

また、保険契約者が個人等以外の保険契約であっても、被保険者が個人等であり、かつ保険料を負担している場合は、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。

他の保険契約等(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約または共済を含みます)により、既に被保険者について同種の補償がある場合、補償が重複し、保険料が無駄になることがあります。

補償が重複すると、特約の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。

補償内容の差異や保険金額(支払限度額)等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご契約ください。※

※複数あるご契約のうち、これらの補償が1つのご契約のみにセットされている場合、そのご契約を解約したとき等は、補償がなくなることがありますのでご注意ください。